

(運送業者貨物賠償責任保険)

日貨協連 **新**貨物補償制度

概要と事故手続きのご案内

万一の貨物事故に備えて



**各種の保険料割引
各種損害および費用も補償**

● 補償の概要

特徴

1

貨物損害の補償

貨物の運送にかかわる
損害賠償のリスクをカバー!



詳しくはP2~P3へ

特徴

2

各種費用・損害の補償

費用損害や第三者賠償責任等も
ワンパッケージで補償!



詳しくはP4~P6へ

日貨協連 **新** 貨物補償制度

商品の**特徴**

特徴

3

簡便な契約方式

詳しくはP7~P8へ



売上高包括方式

(仮置中補償プラン・保管中補償プラン)

の2種類をご用意!

特徴

4

各種の保険料割引

詳しくはP9へ



規模や輸送品質、損害率に応じた
各種の保険料割引をご用意!

貨物の運送にかかわる 損害賠償のリスクをカバーします!

貴社の物流業務のさまざまなシーンに

売上高包括方式(仮置中補償プラン)の場合

輸送中



走行中



積込み・
荷卸し中



車上仮置中



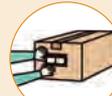
輸送に付随する仮置中



積替え・継搬待ちなど
での一時的な保管中



梱包・開梱
作業中



タグ貼り等の
流通加工中



解体・据付・組立中
(30日間以内)

売上高包括方式(保管中補償プラン)の場合

輸送中



走行中



積込み・
荷卸し中



車上仮置中



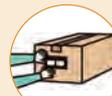
保管中



積替え・継搬待ちなど
での一時的な保管中



梱包・開梱
作業中



タグ貼り等の
流通加工中



解体・据付・組立中
(30日間以内)



継続的な
保管中

貨物の損害

運送を受託した貨物の損害を補償

荷主から預かった大切な貨物に与えてしまった損害に関する賠償責任を、オール・リスク条件を基本条件として補償します。

オール・リスク条件

貴社に責任のある偶然かつ外来的な事故により貨物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。主な補償対象となる事故は以下のとおりです。



破損・まがり・へこみ



濡れ損・汚損



輸送用具(注1)の
衝突・転覆・沈没・座礁など



盗難・紛失



火災・爆発

※貨物の種類や状況によって補償条件が異なる場合があります。(詳しくはP3をご覧ください。)

支払限度額

<輸送中> 500万円~1億円(1事故あたりの範囲内(500万円刻み、但し5,000万円超は5,000万円刻み)で任意に設定いただけます。また、1億円超をご希望の場合は別途ご相談ください。
<仮置中> 輸送中支払限度額が5,000万円までのプランは1事故につき5,000万円を限度に実損をお支払いします。輸送中支払限度額が1億円以上の場合は輸送中支払限度額と同額が限度となります。なお、**売上高包括方式**(保管中補償プラン)を選択の場合は「保管中」として1事故につき1億円を限度に実損をお支払いし、輸送中支払限度額が1億円超の場合は、輸送中支払限度額と同額が限度となります。

免責金額

1事故につき5万円を控除してお支払いします。
(免責なし、5000円、1万円、10万円、20万円にも設定可能です)

【注1】「輸送用具」とは、次のものをいいます。

全ての陸上輸送用具(カーフェリー、携行便、航空便を含む)、鋼鉄製自航船。

貨物によって異なる補償条件

日貨協連貨物補償制度の補償条件は「オール・リスク条件」が基本ですが、下表のとおり、貨物の種類や状況によっては補償条件が異なります。

・引越荷物、個人家財についても、当該貨物の種類毎に本表の規定に従います。

| 事故・損害の種類 | オール・リスク条件 | | | | | | | 破損や故障の結果生じた温度変化 | 冷凍・冷蔵・保温・保冷装置の破損 | 「特定危険」の結果生じた温度変化 | 温度設定誤り等による温度変化 | 液状貨物の誤投入(荷卸し時) (投入先の既存貨物の損害は除く) | 液状貨物の誤投入(積込み時) (投入先の既存貨物の損害は除く) | 貨物の積込み・荷卸しまたは積替えのために使用されたパイプ・ラインからの漏出 | 輸送用具・収容設備の破損による汚損・漏損・汚染 (液状貨物専用車に積載される場合) |
|--|--------------------|---|----|----|----------|---------|--------|------------------|------------------|------------------|----------------|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|--|
| | 特定危険 | | 盗難 | 紛失 | 破損・曲凹損 | | 濡れ損・汚損 | | | | | | | | |
| | 火災・爆発 | 輸送用具 ^{※1} の事故 (衝突・転覆・沈没・座礁) | | | 積込み中/荷卸中 | 走行中の荷崩れ | | | | | | | | | |
| 貨物の種類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 一般の貨物 (下記②~⑨以外の貨物) | 『オール・リスク条件』で補償します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 生花、植物 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 家畜、生動物、活魚 | 死亡に至った場合 | | | | | | | 死亡に至った場合 | | | | | | | |
| 4 コンテナ自体 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 自動車^{※2}・船舶・飛行機・ヘリコプター(ドローン等の無人の機器を含みます。) | 『オール・リスク条件』で補償します。 | | | | | | | ※3 | | | | | | | |
| 6 宝玉石、宝飾品、貴金属製品、美術品および骨董品 | 『オール・リスク条件』で補償します。 | | | | | | | (ただし1点あたり50万円限度) | | | | | | | |
| 7 貨紙弊類・有価証券または金・銀・白金の地金 | 『オール・リスク条件』で補償します。 | | | | | | | (ただし1梱包10万円限度) | | | | | | | |
| 8 野積み中の貨物^{※4} | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 ばら積み貨物^{※5} | | | | | | | | | | | | | | | |
| 例：古紙、鉄屑 | | | | | | | | 詳しくは※5をご覧ください。 | | | | | | | |
| | 定温輸送される場合 | | | | | | | | | | | | | | |

※1 輸送用具：①一般の貨物はP2【注1】の通り、それ以外の②~⑨はフォークリフト等の荷役機器および携行便は含みません。
 ※2 自動二輪車・原動機付自転車・農耕用作業車・フォークリフトおよびクレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・ロードローラー・掘削用および杭打ち用自動車等の作業用特殊自動車(人または物の運送以外の土木、建設その他の工作・作業を目的とし特殊な構造を備えた自動車)を含みます。
 ※3 ただし、貨物である自動車等の積込み、荷卸し作業中以外の自力走行、自航、自力飛行期間中に生じた損害は除く。
 ※4 「野積み中」には、貨物が完全に囲われていない建物(除くトラックターミナルまたは物流センター等の建物)、仮設テント倉庫、建設作業中の建物・構内に置かれている状態を含みます。
 ※5 「ばら積み貨物」とは、液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状・棒状などの形状で、個数によらず重量や容積により取引される貨物で、梱包せず輸送用具にそのまま積載される貨物を言います。(例:重量・容積単位で取引される、古紙・鉄屑など。鉄鋼・木材製品は除きます。)

日貨協連貨物補償制度の対象とならない貨物

次の貨物は補償の対象にはなりません。➡ 輸送用具自体および被けん引車両

貨物そのものの損害に加えて 費用損害等も補償します!

費用損害等

■ 事故に付随して発生するさまざまな費用等も補償

①



残存物
取片付け
費用

補償対象の事故によって損傷した貨物の処分のために必要な残存物取片付け費用、廃棄費用をお支払いします。

※土壌・大気・水質汚染の清掃 除去費用については、保険金は支払われません。

支払限度額 1事故につき**500万円**を限度に実費をお支払いします。

事故例

- ・急ハンドルによりトラックが横転し、積荷の自動車部品をまき散らし、撤去費用が発生した。(約50万円のお支払い)
- ・フォークリフトによる荷卸し時に、積荷のドラム缶入り液体化学品を落下させてしまい中身が漏出、清掃費用が発生した。(約30万円のお支払い)

②



積替・継搬
費用

貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具(詳しくはP2【注1】をご覧ください)の衝突など(※)が発生し、輸送用具が自力走行不能となった場合に、貨物を積み替えて輸送するために必要となる荷卸費用、一時的な保管費用、再積込費用、代車費用をお支払いします。

(※)バンク・バッテリー上がりを含みます。

支払限度額 1事故につき**500万円**を限度に実費をお支払いします。

事故例

- ・交通事故によりトラックが大破し、代車を手配するための費用が発生した。(約20万円のお支払い)
- ・バンクによりトラックが自力走行不能になり、代車費用と代車が到着するまでの一時的な保管費用が発生した。(約30万円のお支払い)

③



検査費用

補償対象の事故に遭った貨物が損傷を被ったかどうかを確認するために必要な検査費用、仕分費用、再梱包費用をお支払いします。

支払限度額 1事故につき**500万円**を限度に実費をお支払いします。

事故例

- ・荷卸し作業中に荷崩れを発見し、検査したところ積荷自体には破損は無かったが、検査費用が発生した。(約70万円のお支払い)
- ・輸送中に水濡れが発生、濡れているか否かを仕分けるための費用が発生した。(約30万円のお支払い)

④



納入継続
追加費用

事故後、受損貨物の代替品の緊急調達または緊急輸送に要した実費をお支払いします。

支払限度額 1事故につき**500万円**を限度に実費をお支払いします。

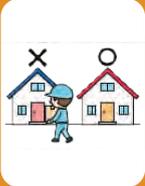
事故例

- ・トラックが追突され、積荷である食料品の代替品を空輸するために航空運賃が発生した。(約20万円のお支払い)

第三者賠償責任もセットになって ワンパッケージでオールインだから安心です!

費用損害等

■ 事故に付随して発生するさまざまな費用等も補償

| | |
|---|---|
| <p>⑤</p>  <p>誤配費用</p> | <p>誤配送、積忘れまたは荷卸し忘れが生じたことにより、貨物を輸送開始時の目的地まで継搬または急送するための費用、または貨物が存在する地(ただし、日本国内に限ります。)から貨物を発送地まで回収するための費用をお支払いします。</p> <p>支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。</p> <p>事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> ラベル貼り誤りのために、本来の目的地とは異なる地に輸送されてしまった積荷を、本来の目的地まで継搬するための費用が発生した。(約10万円のお支払い) |
| <p>⑥</p>  <p>遅延による賠償責任の負担</p> | <p>遅延により荷主に損失が生じた場合の、法律上または標準運送約款並びに特約上の賠償責任を負担することに対して保険金をお支払いします。(※) (※) 荷主への遅延による損害賠償金のお支払いおよびその内容について、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>支払限度額 1事故につき運賃と料金(注)の合計金額(最大100万が限度)までお支払いします。 (注) 料金荷主に請求している、積込料、取卸料、待機時間料等をいいます。</p> <p>事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間通り出発したにも関わらず道を間違えてしまい、配達時刻までに積荷を届けられなかった結果、荷主から賠償請求を受けた。(約20万円のお支払い) |
| <p>⑦</p>  <p>定温輸送される貨物への補償</p> | <p>保険契約者、被保険者、被保険者の下請負人、およびそれらの使用人の過失によって輸送中の冷凍・冷蔵貨物に生じた温度変化損害を補償します。ただし「保管中」に生じた損害は本特約の補償の対象外です。</p> <p>支払限度額 保険証券に定める「輸送中」の支払限度額を限度に補償します。</p> <p>事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷蔵品として輸送を請け負った貨物を誤って冷凍品扱いとして輸送してしまった。(約5万円のお支払い) 冷凍品を輸送中に冷凍装置が故障、貨物が腐敗し荷主から賠償請求を受けた。(約10万円のお支払い) |
| <p>⑧</p>  <p>中古貨物の修理費用に関する補償</p> | <p>中古貨物の損害に対する損害賠償金については中古貨物の時価額が保険金お支払いの限度となりますが、中古貨物の修理費がその貨物の時価額を超える場合に、中古貨物の再調達価額(注3)、時価額の150%または保険証券に定める支払限度額のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>支払限度額 1事故につき、中古貨物の再調達価額(注3)、時価の150%または保険証券に定める支払限度額のいずれか低い額を限度に補償します。</p> <p>事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> 中古機械の輸送中に事故が発生。修理の見積を取得したところ修理費用が時価額を超える見込みとなり、同等の機械を再調達することとなった。 |

免責金額

⑥「遅延による賠償責任の負担」のみ、貨物の損害と合算で1事故につき貨物の損害に適用される免責金額と同額を控除してお支払いします。ただし、①～⑤および、⑥「遅延による賠償責任の負担」で保険金がお支払われる損害に対してのみ当社から保険金を支払う場合には、保険証券記載の免責金額は適用いたしません。

第三者賠償責任

荷役作業中などに周辺施設を損傷させたり通行人にケガをさせたりした場合についても補償



第三者賠償責任

補償の対象となる業務の遂行中に、他人の財物を損傷させたり身体に危害を与えたりした場合の、賠償責任を負担することに対して、保険金をお支払いします。

支払限度額 1事故につき対人・対物合計で**1億円**まで補償します。

免責金額 1事故につき貨物の損害に適用される免責金額と同額、保険証券上に記載のない場合は5万円を控除してお支払いします。(貨物の損害・費用損害等とは別に適用します。)

※自動車事故による賠償責任については、保険金は支払われません。

保険金をお支払いしない主な損害

に該当する事故・損害に対しては、保険金をお支払いしません。

貨物の損害

費用損害

遅延による賠償責任(延着費用)

第三者賠償責任

共通の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 保険契約者、被保険者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害
2. 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
3. 戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
4. 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
5. 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
6. 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
7. 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
8. 直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃によって生じた損害

貨物の損害

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害
2. 違約金・逸失利益等の間接損害
3. 荷造りの不完全による損害、輸送用具に完全な被覆がなされていないことによって生じた損害
4. 警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害
5. 下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
6. 法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害

残存物取片付け費用

に固有の〈保険金をお支払いしない損害〉

1. 土壌(公道を除きます)、大気、水路、海、川、湖沼からの除去・洗浄・清掃・搬出費用、廃棄費用

遅延による賠償責任(延着費用)

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 延着発生が予見される運行計画、および発送遅延
2. 正当な理由のない、運送経路の逸脱、または運送の中断・待機
3. 標準運送約款における運送人免責事由(例:天災など)

第三者賠償責任

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 被保険者の使用人、下請負人等が業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
2. 自動車事故による賠償責任
3. 損害賠償に関し、他人との間に結んだ特別な約定によって加重された賠償責任

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

※この保険では自動車保険のような示談代行サービスは法的に禁じられています。

荷主(または元請運送人)、被害者との賠償交渉はご契約者様で行っていただくことになります。

但し、事故の解決におけたアドバイスはいたしますので、事前に三井住友海上へご連絡・お打合せください。

2つの契約プランから貴社に マッチするものをお選びいただけます。



●商品の仕組み

すべての受託貨物を補償 — 売上高に基づいて保険料を算出

売上高包括方式（仮置中補償プラン）

- ★ 前期の売上高に基づいて、1年間の保険料を確定します。
- ★ 車両番号の特定や増車・減車・車両入替のお手続きは必要ありません。
- ★ 支払限度額は一律で設定します。
- ★ 「貨物を引取ってから引渡すまで」の間を補償します。
- ★ 最低保険料は年間1万2,000円です。

保管中補償プラン

- ★ 輸送中に加えて保管中(※)を補償するプランです。(詳細は次ページをご覧ください。)

(※) 輸送に付随する・しないに関わらず、流通加工、保管、据付解体、構内輸送中等をいいます。

*「仮置中補償プラン」をご選択の場合は、申し込み時に把握可能な直近会計年度の運送事業の売上高をお申込書上にご記入ください。「保管中補償プラン」をご選択の場合は、決算書上の売上高をそのままお申込書上にご記入いただきますが、受託貨物の取り扱いとは無関係の物販販売や不動産賃貸収入等は除くことが可能です。

*特定の荷主や一部の貨物を除いて契約することはできません。

*新設会社等で前年度の会計年度(1年間)の売上高が把握できない場合は、「事業計画値」等を売上高としてご申告いただくことが可能です。

$$\text{年払保険料 (1円単位は四捨五入します。)} = \text{前年度売上高} \times \text{年率 (年払契約用)}$$

$$\text{月払保険料 (1円単位は四捨五入します。)} = \left[\text{前年度売上高} \times \text{年率 (月払契約用)} \right] \div 12$$

12分割する前に一旦ここで1円の位を四捨五入して10円単位とします

【仮置中補償プラン】免責金額5万円の場合(※)

■売上高100円に対する保険料(年率)

| 輸送中支払限度額 | 500万円 | 1000万円 | 1500万円 | 2000万円 | 2500万円 | 3000万円 | 3500万円 | 4000万円 | 4500万円 | 5000万円 | 1億円 |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 年払契約 | 10.3 | 11.7 | 13.9 | 16.0 | 18.0 | 20.0 | 21.7 | 23.2 | 24.9 | 26.1 | 33.4 |
| 月払契約 | 10.3 | 11.7 | 13.9 | 16.0 | 18.0 | 20.0 | 21.7 | 23.2 | 24.9 | 26.1 | 33.4 |

(免責なし、5000円、1万円、10万円、20万円にも設定可能です)

【保管中補償プラン】免責金額5万円の場合(※)

■売上高100円に対する保険料(年率)

| 輸送中支払限度額 | 500万円 | 1000万円 | 1500万円 | 2000万円 | 2500万円 | 3000万円 | 3500万円 | 4000万円 | 4500万円 | 5000万円 | 1億円 |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 年払契約 | 20.3 | 21.8 | 23.9 | 26.0 | 28.0 | 30.0 | 31.7 | 33.3 | 35.0 | 36.2 | 46.3 |
| 月払契約 | 20.3 | 21.8 | 23.9 | 26.0 | 28.0 | 30.0 | 31.7 | 33.3 | 35.0 | 36.2 | 46.3 |

(免責なし、5000円、1万円、10万円、20万円にも設定可能です)

- ・規模に応じて「大口割引」が適用されます。
- ・ご申告内容に応じて「輸送品質向上との連動割引」が適用されます。
- ・年払契約、月払契約とも可能です。
- ・更改保険料については、お客さまごとのリスク実態等に応じて個別に算出いたします。

● 2つの契約プランの違い

売上高包括方式 (保管中補償プラン)

売上高包括方式 (仮置中補償プラン)

| | | |
|--|--|---|
| (1) 保険の対象となる 貨物 | お客さまが運送を受託した 全て の貨物 | |
| | 注) 3ページに記載の「日貨協連貨物補償制度の対象とならない貨物」を除きます。 | |
| (2) 備車・下請による 輸送の補償 | 補償対象 | |
| | (※) お客さまに保険金をお支払いした後、保険会社から下請会社に対して代位求償は行いません。 | |
| (3) 契約期間中に 車両の変更が 生じた場合 (増減車・車両 入替)のお手続き | お手続きは 不要 | |
| | | |
| (4) 支払 限度額 | 輸送中 | 全ての受託貨物について 一律 で設定 |
| | | 注) 500万円～1億円(1事故あたり)の範囲内(500万円刻み、但し5,000万円超は5,000万円刻み)で設定します。 |
| | 仮置中 ・ 保管中 | 保管中 として一律1億円 |
| | | 仮置中 として一律5,000万円(但し、輸送中支払限度額1億円の場合は輸送中支払限度額と同額) |
| | | 注) 「仮置中」: 輸送に付随する(※)流通加工、一時保管、据付解体、構内輸送中等をいいます。 「保管中」: 輸送に付随する・しないに関わらず流通加工、保管、据付解体、構内輸送中等をいいます。 |
| (5) 保険料算出の基礎 | お客さまの決算書上の年間売上高(※) (備車・下請による売上高も含まれます) | お客さまの運送事業の年間売上高 (備車・下請による売上高も含まれます) |
| | | |

(※) 「輸送に付随する」とは、仮置場所からの仕向地とその輸送時期が決まっている場合をいいます。

(※) 受託貨物の取り扱いとは無関係の物販販売や不動産賃貸収入等は除きます。倉庫保管料は保管中の補償で対象となるので控除できません。

規模や輸送品質、損害率に応じた 各種割引を適用可能です。



● 割引体系

輸送品質向上との連動割引

①『Gマーク』割引

『Gマーク』を取得している事業所(安全性優良事業所)を有する場合に割引を適用します。(▲5%)

②『事業用トラックドライバー研修テキスト』割引

安全輸送のために、日本貨物運送協同組合連合会が販売する『事業用トラックドライバー研修テキスト』を保有(※)している場合に割引を適用します。(▲5%)
(※)日貨協連から直接購入しているか、連合会や組合等を経由しているかを問いません。

③『業務用血圧計』割引

安全輸送のために、日本貨物運送協同組合連合会が販売する『業務用血圧計』を購入している場合に割引を適用します。(▲5%)

**最大
約▲65%割引!**

大口割引

規模に応じて大口割引を適用します。(最大▲50%割引)

● 新規ご契約時の年間保険料イメージ：売上高包括方式(仮置中補償プラン)

支払限度額1,000万円の場合

(免責金額5万円、年払、輸送品質向上との連動割引①～③を全て適用、損害率による保険料調整無し)

| 売上高 | 年間保険料 |
|--------------------|----------|
| 1億円 (大口割引適用なし) | 99,000円 |
| 5億円 (大口割引▲5%を適用) | 470,000円 |
| 10億円 (大口割引▲20%を適用) | 760,000円 |
| 20億円 (大口割引▲50%を適用) | 820,000円 |

損害率による
更改保険料の調整

貴社ご契約の一定期間の損害率(=保険金÷保険料)等によっては、保険料が割引・割増となる場合があります。

● 補償の内容の詳細

1. 保険金をお支払いする損害

(1)貨物の損害 受託貨物に与えた損害に関する、荷主への賠償責任を補償します。

<貨物の種類別の補償内容>

| | | | | |
|----------------------|--|--|---|--------------|
| 一般の貨物(①)とは補償内容が異なる貨物 | ①一般の貨物 (以下②~⑩以外の貨物) | ●オール・リスク条件 例えば… 輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など)、火災・爆発、盗難・不着、破損・曲り・凹み、雨・雪などによる濡れ、汚損・擦損・かき損など | 荷主から輸送や保管時の温度指定(指示)を受けた貨物について： <①の場合> オールリスク条件(腐敗・品質劣化損害除く) <②~⑩の場合> それぞれに記載の損害(腐敗・品質劣化損害除く) + 次の事由により生じた温度変化損害 ●冷凍・冷蔵・保温・保冷装置などの破損・故障 ●輸送用具の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災・爆発 ●保険契約者等 ^(※6) の過失(「仮置中」または「保管中」に生じた損害を除く) | |
| | ②植木・苗・生花その他の植物 | ●輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災、爆発 ●盗難、荷造り毎の不着 | | |
| | ③生動物 ^(※2) | ●輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災、爆発 | | による1頭(匹)毎の死亡 |
| | ④コンテナ自体 | ●輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災、爆発 ●盗難、荷造り毎の不着 | | |
| | ⑤自動車 ^(※3) ・船舶・飛行機・ヘリコプター(ドローン等の無人の機器を含みます。) | ●オール・リスク条件 ただし、貨物である自動車等の積込み、荷卸し作業中以外の自力走行、自航、自力飛行期間中に生じた損害は除く。 | | |
| | ⑥宝玉石、宝飾品、貴金属製品、美術品および骨董品 | ●オール・リスク条件 ただし1点あたり50万円限度。また貨物が粒状の場合は1梱包あたり50万円限度。 | | |
| | ⑦貨紙幣類、有価証券または金・銀・白金の地金 | ●オール・リスク条件 ただし1梱包10万円限度。 | | |
| | ⑧ばら積み貨物 ^(※4) | ●輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災、爆発 ●盗難・不着(通常生じる目減りは除く) ●誤投入による、投入貨物自体の汚染損害(投入先のタンク内に既に在った貨物の汚染損害は対象外です。) ●貨物の積込み、荷卸しまたは積替えのために使用されたパイプ・ラインからの漏出によって貨物に生じた損害 <液状貨物専用の輸送用具・収容設備に積載・保管される貨物> 上記に加え、「輸送用具・収容設備の破損」による汚損・漏損・汚染も補償 | | |
| | ⑨野積み中の貨物 ^(※5) | 前述①~⑧の貨物であっても、野積みされている間は、 ●火災、爆発 のみに補償が限定されます。 | | |
| | ⑩引越荷物・個人の家財 ^(※7) | ●オール・リスク条件および「引越荷物特別約款(第2種)」に従い補償。 | | |

※1 ①一般の貨物は全ての陸上輸送用具(カーフェリー、携行便、航空便を含む)、鋼鉄製自航船。②~⑩はフォークリフト等の荷役機器および携行便は含みません。
 ※2 菌類、細菌類、細胞、ウイルス、臓器を含み、これらが貨物の場合は「1頭(匹)毎の死亡」を「取引慣行上の最小梱包単位ごとの損害」に読み替えます。
 ※3 自動二輪車・原動機付自転車・農耕用作業車・フォークリフトおよびクレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・ロードローラー・掘削用および杭打ち用自動車等の作業用特殊自動車(人または物の運送以外の土木、建設その他の工作・作業を目的とし特殊な構造を備えた自動車)を含みます。
 ※4 「ばら積み貨物」とは、液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状・棒状などの形状で、個数によらず重量や容積により取引される貨物で、梱包せず輸送用具にそのまま積載される貨物を言います。(例：重量・容積単位で取引される、古紙・鉄屑・産業廃棄物など。鉄鋼・木材製品は除きます。)
 ※5 「野積み中」には、貨物が完全に囲われていない建物(除く：トラックターミナルまたは物流センター等の建物)、仮設テント倉庫、建設作業中の建物・構内に置かれている状態を含みます。
 ※6 保険契約者、被保険者、被保険者の下請負人、およびそれらの使用人。
 ※7 除外貨物は除きます。また、補償内容が変更となる貨物が含まれる場合には、それぞれの規定に基づき保険金をお支払いします。

<日貨協連 貨物補償制度の対象にならない貨物等> 以下の受託貨物はこの保険の補償対象にはなりません。
 輸送用具自体および被けん引車両

(2)費用損害等

| | 補償する費用損害等 | 支払限度額 | 免責金額 |
|----------------------|--|---|---|
| ①損害防止費用 | 補償対象の事故が発生した際、受託貨物への損害を防止・軽減するために支出した費用(※保険会社が合理的と認めた費用) | 適用なし | (1)貨物の損害と合算で、1事故につき保険証券に記載されているいずれか設定した額。 |
| ②訴訟対応費用 | 裁判費用・弁護士費用など。 (※予め引受保険会社の同意を得て支出する訴訟対応費用) | | |
| ③残存物取片付け費用 | 補償対象の事故によって損傷した貨物の処分のために必要な残存物取片付け費用、廃棄費用 ※土壌・大気・水質汚染の清掃除去費用は補償されません。 | 1事故につき 500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い) | 設定なし(0円) |
| ④積替・継搬費用 | 貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具の衝突・バッテリー上がり・パンクが発生し、輸送用具が自力走行不能となった場合に、貨物を積み替えて輸送するために必要となる荷卸費用、一時的な保管費用、再積込費用、代車費用 | 1事故につき 500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い) | |
| ⑤検査費用 | 補償対象の事故に遭った貨物が損傷を被ったかどうかを確認するために必要となった検査費用、仕分費用、再梱包費用 | 1事故につき 500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い) | |
| ⑥納入継続追加費用 | 事故後、受損貨物の代替品の緊急調達または緊急輸送に要した費用 | 1事故につき500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い) | |
| ⑦誤配費用 | 誤配送、積忘れまたは荷卸し忘れが生じたことにより、貨物を輸送開始時の目的地まで継搬または急送するための費用、または貨物が存在する地(ただし、日本国内に限ります)から貨物を発送地まで回収するための費用 | 1事故につき500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い) | |
| ⑧遅延による賠償責任 (延着費用) | 延着により貨物の所有者(被保険者が下請運送人の場合は元請運送人。以下、併せて「荷主等」といいます。)に生じた損失につき、被保険者が荷主等に対する法律上または標準運送約款並びに個別の運送契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (※遅延により、貨物の性質で劣化や変化した場合、貨物自体の損害は補償されません。) | 延着した貨物の運賃及び料金(注)の合算または1事故につき100万円のいずれか低い方 (注)荷主に請求している、積込料、取卸料、待機時間料等。 (※貨物保険金が支払われる場合は、貨物保険金と合算して貨物の到達地価額限度) | (1)貨物の損害と合算で、1事故につき保険証券に記載されているいずれか設定した額。 (2)⑧「遅延による賠償責任の負担」について保険金をお支払いする場合のみ免責設定なし(0円) |

※補償対象となる事故は、貨物別に前ページの「(1)貨物の損害」のとおりです。

(3)第三者への賠償責任

補償の対象となる業務の遂行中に、他人の財物を損傷させたり身体に危害を与えたりした場合の、被害者への賠償責任を補償します。

- <例>・倉庫からの積出し中に貨物が通行人に当たり、ケガをさせた。
・台車で搬入作業中に貨物を客先の壁にぶつけ、壁やガラスを壊した。
・荷役作業のためにドライバーが一時的に借用したフォークリフトを、操作ミスで傷つけてしまった。

※日貨協連貨物補償制度の対象外の貨物(→10ページご参照)の輸送中に生じた事故については補償されません。

| | 支払限度額 | 免責金額 |
|-----------|---------------------------|---|
| 第三者への賠償責任 | 1事故につき、対人・対物合わせて 1億円以内 | (1)貨物の損害・(2)費用損害とは別に1事故につき貨物の損害に適用される免責金額と同額。保険証券上に記載のない場合は5万円を控除してお支払いします。(貨物の損害・費用損害等とは別に適用。) |

2. 保険金をお支払いしない主な場合

以下の場合には、保険金をお支払いしません。

【受託貨物の損害】【費用損害】【遅延による賠償責任】【第三者賠償責任】共通のお支払いしない場合

- 1 保険契約者、被保険者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害
- 2 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- 3 戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
- 4 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- 5 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- 6 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
- 7 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
- 8 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害

【受託貨物の損害】に固有のお支払いしない場合

- 1 貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害
- 2 違約金・逸失利益等の間接損害

- 3 荷造りの不完全による損害、輸送用具に完全な被覆がなされていないことによって生じた損害
- 4 警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害
- 5 下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
- 6 法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害

【残存物取片付け費用】に固有のお支払いしない場合

土壌(公道を除きます)、大気、水路、海、川、湖沼からの除去・洗浄・清掃・搬出費用、廃棄費用

【遅延による賠償責任(延着費用)】に固有のお支払いしない場合

- 1 延着発生が予見される運行計画、および発送遅延
- 2 正当な理由のない、運送経路の逸脱、または運送の中断・待機
- 3 標準運送約款における運送人免責事由(例：天災など)

【第三者賠償責任】に固有のお支払いしない場合

- 1 被保険者の使用人、下請負人等が業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 2 自動車事故による賠償責任
- 3 損害賠償に関し、他人との間に結んだ特別な約定によって加重された賠償責任

11 ※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

3. 契約対象者

「日貨協連貨物補償制度」の契約者・被保険者となることができる方は、次のいずれかの事業者です。

- ①日貨協連の会員連合会もしくは会員協同組合の組合員事業者
- ②交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)の会員共済組合の組合員事業者
- ③①、②いずれかの組合へ加入申込書を提出する等、組合への加入意向が確認できる事業者(※)

(※)本保険に加入後の更改時まで①、②いずれかの組合員事業者となることを前提としますが、すぐに加入可能な組合が見つからない又は新規に事業協同組合を設立できない等の特別な事情がある場合も対象とします。

この保険の被保険者になることができるお客さまは、営業許可等を有する運送業者に限らせていただきます。(運送事業を行うにあたり必要な営業許可等を有さないもしくは必要な届出を行っていないお客さまおよび営業用車両として登録が行われていない車両については、この保険の対象となりませんのでご注意ください。)
ただし陸運局に特別に許可を得ている場合を除きます。

日貨協連貨物補償制度特別約款

第1章 運送業者貨物賠償責任保険特別約款（売上高包括方式）の読み替え等

第1条

運送業者貨物賠償責任保険特別約款（売上高包括方式）第5条（補償内容が変更となる貨物の取扱い）(1)①③④を以下の通り読み替えます。

- ①コンテナ自体（輸送用具から着脱可能なコンテナとします。）
- ③ばら積み貨物（液状、粉状、粒状、気状、泥状、結晶状、塊状、棒状等の形状で、個数によらず重量または容積のみにより取引が行われる貨物であり、梱包をせずに輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物^(注1)。但し、鉄鋼・木材製品は除きます。
- ④生動物（菌類、細菌類、細胞、ウイルス、臓器を含みます）

第2条

運送業者貨物賠償責任保険特別約款（売上高包括方式）第5条（補償内容が変更となる貨物の取扱い）(2)①③④を以下の通り読み替えます。

| | | |
|------------------------------|--|---|
| ①コンテナ自体 | | 普通保険約款（特定危険担保）により補償される事故 ^(注3) および盗難・各荷造りごとの紛失による損害に対して保険金を支払います。 |
| ③ばら積み貨物 | 下記以外 | 次の損害に対して保険金を支払います。 ア. 普通保険約款（特定危険担保）により補償される事故 ^(注3) および盗難・不着（通常生じる目減りは除きます。）による損害 イ. 積込みまたは荷卸し作業の過失によって積込みまたは荷卸し中の貨物（被保険者の受託輸送貨物）が、投入されるべきタンク以外の輸送用または保管タンクへ誤投入されたこと、または投入されるべきタンクにある貨物と異なる種類の貨物を誤って輸送し、投入されるべきタンクに注入したことによって、貨物（被保険者の受託輸送貨物）に生じた汚損 ウ. 貨物の積込み、荷卸しまたは積替えのために使用されたパイプ・ライン（陸上タンクに付属するパイプ・ラインを除きます。）からの漏出によって貨物に生じた損害 |
| | 液状貨物専用の輸送用具・収容設備（タンクローリー車のタンク等）に積載・「保管」される貨物 | 上記に加え、輸送用具・収容設備の破損による汚損・漏損・汚染（貨物に水、その他の異物が混入した状態をいいます。）の損害に対して保険金を支払います。 |
| ④生動物（菌類、細菌類、細胞、ウイルス、臓器を含みます） | | 普通保険約款（特定危険担保）により補償される事故 ^(注3) による1個体ごとの死亡による損害 ^(注7) および普通保険約款第2条④に定める「共同海損分担額」に対して保険金を支払います。 |

(注7) 貨物が菌類、細菌類、細胞、ウイルス、臓器の場合は、「1個体ごとの死亡による損害」を「取引慣行上の最小梱包単位ごとの損害」に読み替えます。

但し、当該貨物の取引慣行上の最小梱包単位について、被保険者が証明することが前提となります。

第3条

運送業者貨物賠償責任保険特別約款（売上高包括方式）第6条（除外貨物の取扱い）の規定にかかわらず、「②菌類、細菌類、細胞、ウイルス、臓器」を保険の対象貨物に含めます。

第2章 第三者賠償責任

第4条

第三者賠償責任担保特別約款（運送業者貨物賠償責任保険用）第4条（支払限度額および免責金額）（1）を以下の通り読み替えます。

- (1)当社が1回の保険金を支払うべき事故および保険証券記載の契約期間につき支払う保険金の額は、第1条（保険金を支払う場合）（1）、（2）①、③に定める損害額および第6条（残存物取片付け費用）に定める費用の額から保険証券記載の1事故についての輸送中免責金額（保険証券上に記載のない場合は5万円）を控除した額とし、対人賠償、対物賠償合算して1億円をもって限度とします。なお、当社がこの特別約款で支払う保険金には、運送業者貨物賠償責任保険特別約款第7条（保険金を支払う費用の損害）（2）の「期間中通算支払限度額」を適用しません。

第3章 仮置中補償

第5条

保管中に関する読替約款（売上高包括方式／車両特定（包括方式）用）（2）②を以下の通り読み替えます。

- ②「仮置中」として保険の対象となるのは、仮置場所からの仕向地とその時期が決まっている貨物に限ります。

第4章 遅延による賠償責任（延着費用）

第6条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、運送保険普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）（1）④、（2）および運送業者貨物賠償責任保険特別約款（売上高包括方式）第3条（保険金を支払わない場合—その1）⑤の規定に関わらず、延着により貨物の所有者（被保険者が下請運送人の場合は元請運送人。以下、併せて「荷主等」といいます。）に生じた損失につき、被保険者が荷主等に対する法律上または標準運送約款並びに個別の運送契約上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害に対して、保険金を支払います。

ただし、本条の適用にあたっては、荷主等に対する支払いおよびその内容について事前に当社が承認すること、および、延着が発生し、延着によって荷主等に損失が生じ、当該損失に対して被保険者に損害賠償責任が発生していることを立証する書類の提出を要件とします。

- (2)本特別約款における「延着」とは、被保険者と荷主等との間で標準運送約款その他の文書等により合意された引渡期間の満了後に貨物の引渡しがあることをいいます。

第7条（保険金を支払わない場合）

前条にかかわらず、当会社は以下の事由により生じた荷主等の損失に係る損害については、保険金を支払いません。

- ①延着が予見しうる運行計画または運行指示に従い発送されること、または、発送遅延があること
- ②正当な理由なく、通常かつ合理的な運送経路から逸脱し、または、運送を中断し、待機すること
- ③標準運送約款における運送人免責事由によって延着が生じること

第8条（支払限度額および免責金額）

- (1)当社が、遅延による賠償責任の損害に関し、支払う保険金の額は、第6条（保険金を支払う場合）—遅延による賠償責任に定める損害額のうち、延着した貨物の運賃及び料金^(注)の合算または1事故につき100万円のいずれか低い方を限度とします。

(注)荷主に請求している、積込料、取卸料、待機時間料等をいいます。

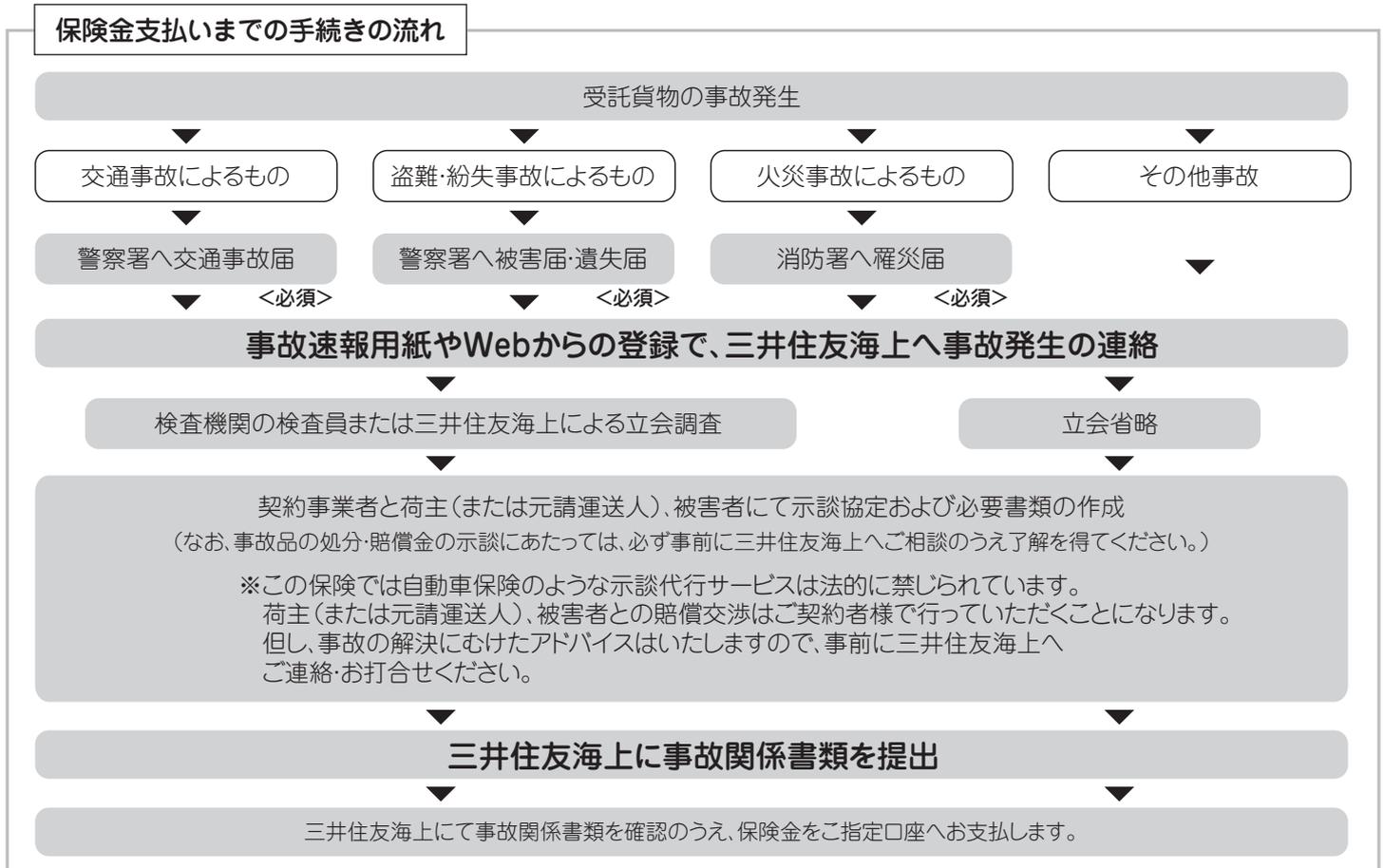
- (2)同一の貨物につき運送保険普通保険約款に従い支払われる保険金がある場合には、当社が支払う保険金の額は、本章に従い算出した額と合算して、貨物の到達地価額を限度とします。また、この場合、合算した額に対して保険証券記載の支払限度額および免責金額を適用します。

この特別約款に規定のない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款および保険証券記載の特別約款に従います。

- (3)当社が、遅延による賠償責任の損害に関してのみ保険金を支払う場合には、保険証券記載の免責金額は適用いたしません。

※本特約は保険証券上で「日貨協運貨物補償制度特別約款（第三者賠償1億円）」と表記されている場合があります。

● 事故発生時のお手続き



■ まずは、ご一報ください。

事故が発生したときは、17ページの「事故速報用紙」をコピーして必要事項をご記入のうえ、三井住友海上の連絡先(→16ページ)に、FAXまたは電子メールに添付してお送りください。なお、Excel版をご希望の場合は16ページの該当の連絡先にメールにてご依頼ください。パソコンで「マリンナビ」を検索「インターネットからの事故のご連絡」にご入力、スマートフォンで右のQRコードを読みとりご入力もご利用できます。三井住友海上の担当者から、立会調査の進め方やご請求に必要な書類などをご案内します。

※事故のご連絡が遅れると、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、まずはご一報をご励行ください。
※土日祝祭日や夜間にFAXまたは電子メールを受信した場合は、翌営業日にすみやかに三井住友海上からご連絡します。



スマートフォンでQRコードを読みとり入力できます。(保険証券番号が必要です)

■ 保険金ご請求に必要な主な書類は、次のとおりです。

(詳しくは、事故のケースに応じて三井住友海上からご案内します。)

- ① 保険金請求書
- ② 事故報告書
- ③ 警察署等の「交通事故証明書」(※交通事故の場合)、「盗難・遺失届出証明願受理証明書」(※盗難・紛失事故の場合)、ないし消防署の「罹災証明書」(※火災の場合)
- ④ 運転日報コピー(その輸送の車両番号が確認できるもの) ※損害額が50万円以上の場合
- ⑤ 事故品の写真
- ⑥ 賠償請求書(出荷主から契約事業者宛のもの。元請運送人がある場合は、出荷主から元請運送人宛のものとして元請運送人から契約事業者宛のものを入手してください。) ※コピーでも可(本紙でなくても大丈夫です。)
- ⑦ 納品書(出荷主の仕切状または運送品価格証明書)コピー ※損害額が100万円以上の場合
- ⑧ 示談書 ※損害額が500万円以上の場合。必要な場合は、三井住友海上よりご案内します。
- ⑨ 出荷主(第三者に対する賠償責任事故の場合は被害者)に賠償金をお支払いしたことが確認できる書類(例: 領収証、振込伝票、運賃相殺の計算書など) ※コピーでも可(本紙でなくても大丈夫です。)
- ⑩ その他、事故内容によって上記以外の関係書類が必要となる場合は、三井住友海上からご連絡します。

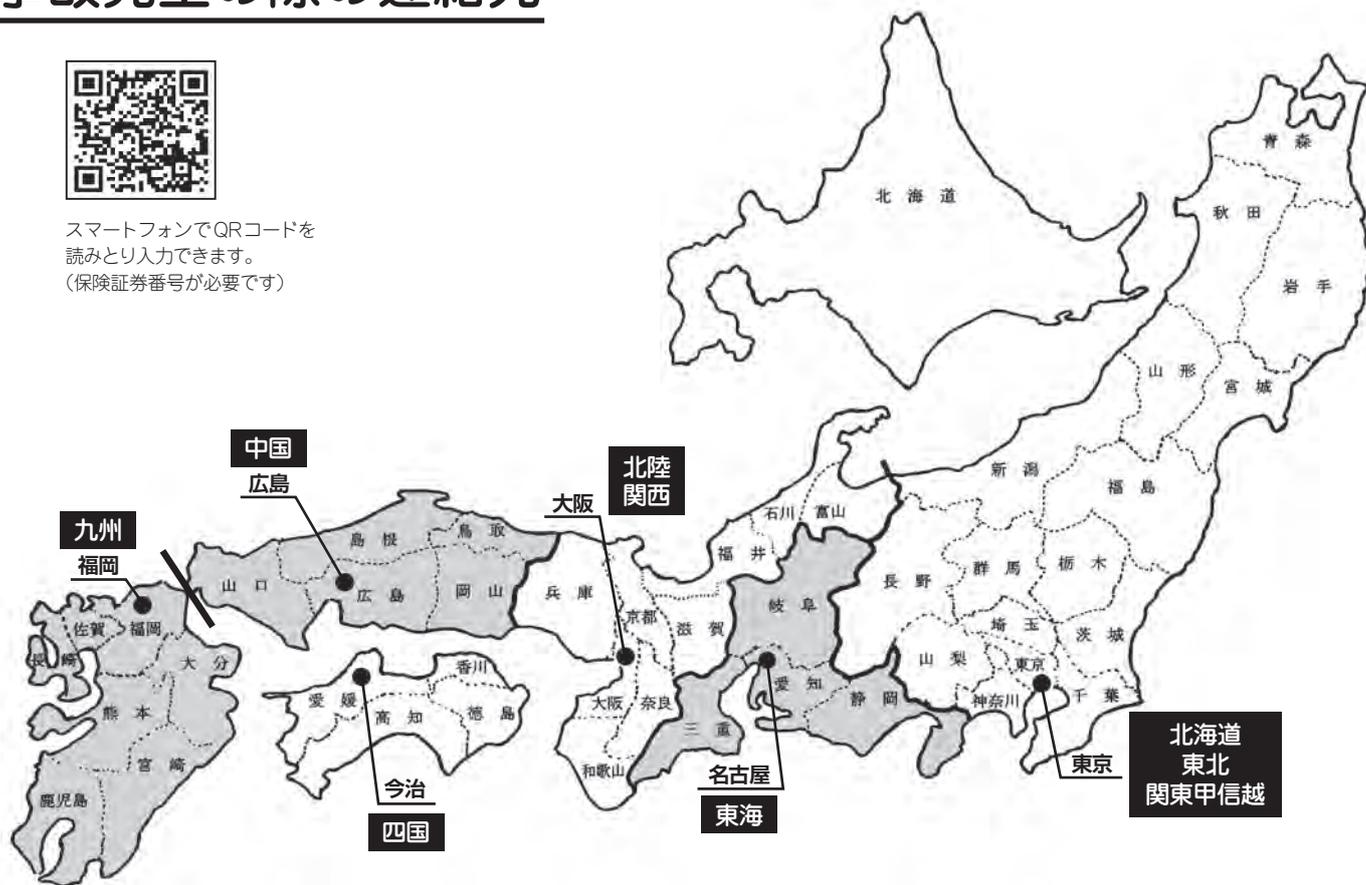
■ スムーズな事故処理のために。

- できる限り損害の防止・軽減に努めてください。
- 事故品の処分や賠償金の示談にあたっては、まず三井住友海上にご相談のうえ事前に了解を得てください。

事故発生の際の連絡先



スマートフォンでQRコードを
読みとり入力できます。
(保険証券番号が必要です)



三井住友海上火災保険株式会社

2024.4.1日現在

| 地域 | 担当拠点名 | 住所 | TEL・FAX番号・メールアドレス |
|------------------------|---------------------------|--|--|
| 北海道 東北 関東 甲信越 | グローバル損害サポート部 物流第二グループ | 〒101-8011 千代田区神田駿河台 3-11-1 (三井住友海上駿河台ビル新館) | TEL 03-3259-3604 FAX 03-3219-4778 mcl.cargo3@ms-ins.com |
| 東海 | グローバル損害サポート部 名古屋海損グループ | 〒460-8635 名古屋市中区錦 1-2-1 (三井住友海上名古屋ビル) | TEL 052-203-3151 FAX 052-203-3439 nagoya_kaison@ms-ins.com |
| 北陸 関西 | グローバル損害サポート部 大阪海損グループ | 〒540-8677 大阪市中央区北浜 4-3-1 (三井住友海上大阪淀屋橋ビル) | TEL 06-6233-0041 FAX 06-6233-0208 osaka_kaison@ms-ins.com |
| 中国 | グローバル損害サポート部 中国海損グループ | 〒730-0051 広島市中区大手町 1丁目2番1号 (おりづるタワー 7F) | TEL 082-545-0021 FAX 082-243-2875 AYX38@msad.ms-ad-ins.com |
| 四国 | グローバル損害サポート部 四国海損グループ | 〒794-0043 今治市南宝来町 2-1-30 (三井住友海上今治ビル) | TEL 0898-33-1141 FAX 0898-24-0187 AYX89@msad.ms-ad-ins.com |
| 九州 | グローバル損害サポート部 九州海損グループ | 〒810-8683 福岡市中央区赤坂 1-16-14 (三井住友海上福岡赤坂ビル9階) | TEL 092-722-6448 FAX 092-722-6905 kyushu_kaison@ms-ins.com |

FAXやメールアドレスは、番号等をお確かめのうえ、お間違えのないようお送りください。

インターネットからの事故のご連絡も可能ですのでご利用ください。URLは以下の通りです。

<https://marine.ms-ins.com/marine/#/initialize>

受付時間 平日9:00~17:00

(年末年始・土日祝祭日は休業させていただきます。休業明け後、迅速対応いたしますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。)

日貨協連貨物補償制度 **事故速報用紙**

メールアドレス、FAX番号 16ページの連絡先表でご確認ください。

(この用紙は都度コピーしてご使用ください。)

※ お手元の関係書類を併せてFAXまたは電子メールに添付してお送りください。(不明点は後日のご連絡でも構いません。)
※ □箇所については、該当するものにレ印でチェックを付けてください。

| | | | | | | |
|------|--|-----|----|---|---|---|
| 証券番号 | | 報告日 | 20 | 年 | 月 | 日 |
|------|--|-----|----|---|---|---|

| | | | | | | | |
|---------|------------------------|------|--------|---|------------|-------|---|
| 報告者・連絡先 | 貴社名 (被保険者) および窓口 | 会社名 | | | | 加入者番号 | - |
| | | 住所 | 〒 | - | 都・道 府・県 | | |
| | | 電話番号 | - | - | FAX番号 | - | - |
| | | 報告者名 | E-mail | | | | |
| | ご連絡先 (上記と 異なる場合) | 会社名 | | | | | |
| | | 住所 | 〒 | - | 都・道 府・県 | | |
| | | 電話番号 | - | - | FAX番号 | - | - |
| | | 報告者名 | E-mail | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------|------------------------------------|---|-------------------|--------------------------|---|-------------------|----|---|---|---|
| 輸送の概要 | 運送貨物 (具体的に) | 荷姿 個数 | 貨物の価格 (仕切状面価額) | 万円 | | | | | | |
| | 発送日 | 20 | 年 | 月 | 日 | 到着日 | 20 | 年 | 月 | 日 |
| | 発送地 | | | | | 到着地 | | | | |
| | 出荷主 | | | | | 受荷主 | | | | |
| | 元請運送人 (該当ある場合) | | | | | 下請運送人 (該当ある場合) | | | | |
| | 輸送車両 | <input type="checkbox"/> 自車 <input type="checkbox"/> リース車両 <input type="checkbox"/> 傭車 <input type="checkbox"/> 下請車両 | 車両番号 | (運輸支局名) (分類番号) (かな) (番号) | | | | | | |
| | けん引輸送中の事 故の場合、被けん引 車も記載ください。 | <input type="checkbox"/> 自車 <input type="checkbox"/> リース車両 <input type="checkbox"/> 傭車 <input type="checkbox"/> 下請車両 | 車両番号 | (運輸支局名) (分類番号) (かな) (番号) | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------|---|---|------------|---|---|--|-----|---|-----------------|
| 事故の概要・損害の状況 | 事故発生日時* | 20 | 年 | 月 | 日 | <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 | 時 | 分 | 頃 | (*不明の場合は損害発見日時) |
| | 事故発生場所 | <input type="checkbox"/> 走行中 <input type="checkbox"/> 積込中 <input type="checkbox"/> 荷卸中 <input type="checkbox"/> 車上仮置中 <input type="checkbox"/> 仮置中(一時保管・流通加工中・据付中等) | | | | | | | | |
| | 事故概要 および原因 | | | | | | | | | |
| | 見込損害額 | 約 | | | | | | | | |
| | 損害数量 | 損害状況 | | | | | | | | |
| | 損害品の 処置方法 | <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 修理手直し <input type="checkbox"/> 転売 <input type="checkbox"/> その他() | | | | | | | | |
| | 損害貨物の 保管場所 | 会社名 | | | | 警察への 届出 | <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 無 | 警察署 | | |
| 住所 | | 〒 | - | 都・道 府・県 | | | | | | |
| 電話番号 | | - | - | ご担当者名 | 様 | | | | | |

[注] 自動車保険と違い、貨物保険では保険会社は示談代行ができません。荷主様や被害者様との賠償交渉は、ご契約者様でのご対応となります。

日貨協連貨物補償制度 **事故速報用紙**

メールアドレス、FAX番号 16ページの連絡先表でご確認ください。

(この用紙は都度コピーしてご使用ください。)

※ お手元の関係書類を併せてFAXまたは電子メールに添付してお送りください。(不明点は後日のご連絡でも構いません。)
※ □箇所については、該当するものにレ印でチェックを付けてください。

| | | | |
|------|------------|-----|--------------|
| 証券番号 | E123456789 | 報告日 | 2022年 8月 11日 |
|------|------------|-----|--------------|

| | | | | | | | |
|--------------------|---------------|------------|---------------------------------|--------|----------------------|------------|--|
| 報告者・連絡先 | 貴社名 (被保険者) | 会社名 | 〇〇運送株式会社 | | 加入者番号 | ABC - 0001 | |
| | および窓口 | 住所 | 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 都・道府(県) 〇〇市〇〇町1-2-3 | | | | |
| | | 電話番号 | 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | FAX番号 | 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - △△△ | | |
| | | 報告者名 | 〇山 〇夫 | E-mail | marumaru-unsou@co.jp | | |
| ご連絡先 (上記と異なる場合) | 会社名 | | | | | | |
| | 住所 | 〒 - 都・道府・県 | | | | | |
| | 電話番号 | - | FAX番号 | - | | | |
| | 報告者名 | E-mail | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|--|------|--------------------------|--|--------------|-------------------|---------|--|
| 輸送の概要 | 運送貨物 (具体的に) | 自動車部品 | | 荷姿 個数 | 30ケース | | 貨物の価格 (仕切状面価額) | 約 60 万円 | |
| | 発送日 | 2022年 8月 10日 | | | 到着日 | 2022年 8月 10日 | | | |
| | 発送地 | ▽▽市 | | | 到着地 | ◇◇市 | | | |
| | 出荷主 | 駿河台工業(株) | | | 受荷主 | 淀屋橋工業(株) | | | |
| | 元請運送人 (該当ある場合) | ◎◎ロジスティクス | | | 下請運送人 (該当ある場合) | XYZ物流 | | | |
| | 輸送車両 | <input type="checkbox"/> 自車 <input type="checkbox"/> リース車両 <input type="checkbox"/> 傭車 <input checked="" type="checkbox"/> 下請車両 | | 車両番号 | (運輸支局名) 〇〇〇 (分類番号) 〇〇 (かな) あ (番号) 〇〇〇〇 | | | | |
| けん引輸送中の事故の場合、被けん引車も記載ください。 | <input type="checkbox"/> 自車 <input type="checkbox"/> リース車両 <input type="checkbox"/> 傭車 <input type="checkbox"/> 下請車両 | | 車両番号 | (運輸支局名) (分類番号) (かな) (番号) | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------------|---|--|-------|--|--|-----------------|-----|
| 事故の概要・損害の状況 | 事故発生日時* | 2022年 8月 10日 | | <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 | 時 分頃 | (*不明の場合は損害発見日時) | |
| | 事故発生場所 | <input type="checkbox"/> 走行中 <input type="checkbox"/> 積込中 <input checked="" type="checkbox"/> 荷卸中 <input type="checkbox"/> 車上仮置中 <input type="checkbox"/> 仮置中(一時保管・流通加工中・据付中等) | | | | | |
| | 事故概要および原因 | 下請運送業者のドライバーが、受荷主殿のフォークリフトを一時的に借用し、荷卸中、バランスを崩し貨物が床に散乱した。 | | | | | |
| | 見込損害額 | 約 40万 円 | | | | | |
| | 損害数量 | 20ケース | | 損害状況 | 大多数の貨物に傷がついた | | |
| 損害品の処置方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 修理手直し <input type="checkbox"/> 転売 <input checked="" type="checkbox"/> その他(検品のうえ、傷の無い分は使っていただけの予定) | | | | | | |
| 損害貨物の保管場所 | 会社名 | 淀屋橋工業(株) | | 警察への届出 | <input type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 無 | | 警察署 |
| | 住所 | 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 大阪(都・道府・県) ◇◇市〇〇町1-2-3 | | | | | |
| | 電話番号 | 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | ご担当者名 | 〇川 〇子 様 | | | |

[注] 自動車保険と違い、貨物保険では保険会社は示談代行ができません。荷主様や被害者様との賠償交渉は、ご契約者様でのご対応となります。

日貨協連貨物補償制度 **事故速報用紙**

メールアドレス、FAX番号 16ページの連絡先表でご確認ください。

(この用紙は都度コピーしてご使用ください。)

※ お手元の関係書類を併せてFAXまたは電子メールに添付してお送りください。(不明点は後日のご連絡でも構いません。)
※ □箇所については、該当するものにレ印でチェックを付けてください。

| | | | |
|------|------------|-----|--------------|
| 証券番号 | E123456789 | 報告日 | 2022年 8月 11日 |
|------|------------|-----|--------------|

| | | | | | | | |
|-----------------|------------|--------------|------------------------------------|--------|----------------------|------------|--|
| 報告者・連絡先 | 貴社名 (被保険者) | 会社名 | 〇〇運送株式会社 | | 加入者番号 | ABC - 0001 | |
| | および窓口 | 住所 | 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都・道府(県) 〇〇市〇〇町1-2-3 | | | | |
| | | 電話番号 | 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | FAX番号 | 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - △△△ | | |
| | | 報告者名 | 〇山 〇夫 | E-mail | marumaru-unsou@co.jp | | |
| ご連絡先 (上記と異なる場合) | 会社名 | | | | | | |
| | 住所 | 〒 - - 都・道府・県 | | | | | |
| | 電話番号 | - - | | FAX番号 | - - | | |
| | 報告者名 | E-mail | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--|------|--|--|--------------|----------------|----|--|
| 輸送の概要 | 運送貨物 (具体的に) | 自動車部品 | | 荷姿 個数 | 30ケース | | 貨物の価格 (仕切状面価額) | 万円 | |
| | 発送日 | 2022年 8月 10日 | | | 到着日 | 2022年 8月 10日 | | | |
| | 発送地 | ▽▽市 | | | 到着地 | ◇◇市 | | | |
| | 出荷主 | 駿河台工業 (株) | | | 受荷主 | 淀屋橋工業 (株) | | | |
| | 元請運送人 (該当ある場合) | 〇〇ロジスティクス | | | 下請運送人 (該当ある場合) | | | | |
| | 輸送車両 | <input checked="" type="checkbox"/> 自車 <input type="checkbox"/> リース車両 <input type="checkbox"/> 備車 <input type="checkbox"/> 下請車両 | | 車両番号 | <small>(運輸支局名) (分類番号) (かな) (番号)</small> 〇〇〇 〇〇 あ 〇〇〇〇 | | | | |
| けん引輸送中の事故の場合、被けん引車も記載ください。 | <input checked="" type="checkbox"/> 自車 <input type="checkbox"/> リース車両 <input type="checkbox"/> 備車 <input type="checkbox"/> 下請車両 | | 車両番号 | <small>(運輸支局名) (分類番号) (かな) (番号)</small> 〇〇〇 〇〇 い 〇〇〇〇 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|--|--|--|--|-----|-----|-----------------|--|--|
| 事故の概要・損害の状況 | 事故発生日時* | 2022年 8月 10日 | | <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 | 時 | 分 | 頃 | (*不明の場合は損害発見日時) | | |
| | 事故発生場所 | <input type="checkbox"/> 走行中 <input type="checkbox"/> 積込中 <input checked="" type="checkbox"/> 荷卸中 <input type="checkbox"/> 車上仮置中 <input type="checkbox"/> 仮置中(一時保管・流通加工中・据付中等) | | | | | | | | |
| | 事故概要 および原因 | 受荷主殿のフォークリフトを一時的に借用し貨物を荷卸中、横に駐車していた受荷主殿の社有車 (乗用車) にパレットが接触。(貨物に損害は無し) | | | | | | | | |
| | | 見込損害額 | | 約 | | 15万 | | 円 | | |
| | 損害数量 | 1台 | | 損害状況 | 左前ドアが凹んだ | | | | | |
| | 損害品の処置方法 | <input type="checkbox"/> 廃棄 <input checked="" type="checkbox"/> 修理手直し <input type="checkbox"/> 転売 <input type="checkbox"/> その他(修理期間中、整備工場の代車を使用) | | | | | | | | |
| 損害貨物の保管場所 | 会社名 | 〇〇カーズ (株) | | 警察への届出 | <input type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 無 | | 警察署 | | | |
| | 住所 | 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都・道府(県) 〇〇市〇〇町4-5-6 | | | | | | | | |
| | 電話番号 | △△△ - △△△△ - △△△△ | | ご担当者名 | 〇藤 〇夫 様 | | | | | |

[注] 自動車保険と違い、貨物保険では保険会社は示談代行ができません。荷主様や被害者様との賠償交渉は、ご契約者様でのご対応となります。

日貨協連貨物補償制度 **事故速報用紙**

メールアドレス、FAX番号 16ページの連絡先表でご確認ください。

(この用紙は都度コピーしてご使用ください。)

※ お手元の関係書類を併せてFAXまたは電子メールに添付してお送りください。(不明点は後日のご連絡でも構いません。)
※ □箇所については、該当するものにレ印でチェックを付けてください。

| | | | |
|------|------------|-----|--------------|
| 証券番号 | E123456789 | 報告日 | 2022年 8月 11日 |
|------|------------|-----|--------------|

| | | | | | | | |
|-----------------|------------|------------|------------------------------------|--------|----------------------|------------|--|
| 報告者・連絡先 | 貴社名 (被保険者) | 会社名 | 〇〇運送株式会社 | | 加入者番号 | ABC - 0001 | |
| | および窓口 | 住所 | 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都・道府(県) 〇〇市〇〇町1-2-3 | | | | |
| | | 電話番号 | 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 | FAX番号 | 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - △△△ | | |
| | | 報告者名 | 〇山 〇夫 | E-mail | marumaru-unsou@co.jp | | |
| ご連絡先 (上記と異なる場合) | 会社名 | | | | | | |
| | 住所 | 〒 - 都・道府・県 | | | | | |
| | 電話番号 | - | FAX番号 | - | | | |
| | 報告者名 | E-mail | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--|------|--|--|--|----------------|----|
| 輸送の概要 | 運送貨物 (具体的に) | 自動車部品 | | 荷姿 個数 | 30ケース | | 貨物の価格 (仕切状面価額) | 万円 |
| | 発送日 | 2022年 8月 10日 | | 到着日 | 2022年 8月 10日 | | | |
| | 発送地 | ▽▽市 | | 到着地 | ◇◇市 | | | |
| | 出荷主 | 駿河台工業 (株) | | 受荷主 | 淀屋橋工業 (株) | | | |
| | 元請運送人 (該当ある場合) | 〇〇ロジスティクス | | 下請運送人 (該当ある場合) | | | | |
| | 輸送車両 | <input checked="" type="checkbox"/> 自車 <input type="checkbox"/> リース車両 <input type="checkbox"/> 傭車 <input type="checkbox"/> 下請車両 | | 車両番号 | <small>(運輸支局名) (分類番号) (かな) (番号)</small> 〇〇〇 〇〇 あ 〇〇〇〇 | | | |
| けん引輸送中の事故の場合、被けん引車も記載ください。 | <input checked="" type="checkbox"/> 自車 <input type="checkbox"/> リース車両 <input type="checkbox"/> 傭車 <input type="checkbox"/> 下請車両 | | 車両番号 | <small>(運輸支局名) (分類番号) (かな) (番号)</small> 〇〇〇 〇〇 い 〇〇〇〇 | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|-----------|--|--|--|---|-----------------|-----|
| 事故の概要・損害の状況 | 事故発生日時* | 2022年 8月 10日 | | <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 | 時 分頃 | (*不明の場合は損害発見日時) | |
| | 事故発生場所 | <input type="checkbox"/> 走行中 <input type="checkbox"/> 積込中 <input checked="" type="checkbox"/> 荷卸中 <input type="checkbox"/> 車上仮置中 <input type="checkbox"/> 仮置中(一時保管・流通加工中・据付中等) | | | | | |
| | 事故概要および原因 | 受荷主殿の倉庫前に車両を止め、台車に貨物を乗せ納品しようとしたところ、 通行人の足に台車が接触した。被害者：〇村 〇郎様 (男性) ご住所：〇〇市□□町1-2-3 | | | | | |
| | 生年月日 | | | 見込損害額 | 約 20万 円 | | |
| | 損害数量 | 2000年4月1日 | | 損害状況 | 打撲で通院、全治一週間の見込み 休業損害あり | | |
| | 損害品の処置方法 | <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 修理手直し <input type="checkbox"/> 転売 <input type="checkbox"/> その他(被害者ご職業) | | | | | |
| 通院先 損害貨物の保管場所 | 会社名 | 〇〇整形外科 | | 警察への届出 | <input type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 無 | | 警察署 |
| | 住所 | 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都・道府(県) 〇〇市〇〇町5-6-7 | | | | | |
| | 電話番号 | ▽▽▽ - ▽▽▽ - ▽▽▽ | | ご担当者名 | | | 様 |

[注] 自動車保険と違い、貨物保険では保険会社は示談代行ができません。荷主様や被害者様との賠償交渉は、ご契約者様でのご対応となります。

三井住友海上火災保険株式会社 宛

当該保険事故につき、関係書類を添付のうえ、保険金を請求します。

お願い 太線内をご記入ください。

【個人情報の取扱いに関する同意】

本保険請求に関する私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で、次のとおり取得・利用・提供することに同意します。

- ① 保険契約の履行 (損害調査、保険金支払の可否、支払保険金の算定等)・保険引受判断・各種サービスの提供等のために、貴社が保険事故の関係者 (修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、業務委託先 (保険代理店を含む)、その他必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、貴社が再保険引受会社に提供を行うことがあること。
- ③ 保健医療等の特別な非公開情報 (センシティブ情報) については、貴社が保険業法施行規則に基づき、保険業の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して取得・利用・提供を行うこと。
- ④ 他の保険契約等がある場合、その保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、貴社の負担部分を超える額を求償するために必要な情報 (支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、支払保険金等に関する情報) を、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供すること、その損害保険会社・共済等から提供を受け、利用すること。また、その損害保険会社・共済が貴社へ提供すること、貴社から提供を受け、利用すること。

【他の保険契約等がある場合の保険金請求の取扱いに関する同意】

同一の損害または費用に関して、本保険請求の対象となる保険契約および他の保険契約等 (保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。本書面では同様とします。) から、保険契約で定められた保険金等の額を超えて保険金等の支払いを受けた場合には、保険契約で定められた保険金等を超えた額について、貴社または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します (貴社または他の保険契約等の保険会社・共済から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います。)。また、他の保険契約等がある場合、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して貴社の負担部分を超える額を求償することに同意します。

| | | | |
|---|---|----------------------|-------|
| 保険金請求日 | 20 年 月 日 | 管理番号 (任意にご利用ください) | |
| 保険金請求者 (被保険者) | 住所：〒 — TEL No. — — | | |
| | お名前 (法人の場合は、法人名と代表者の役職名・氏名をご記入のうえ、職印をご押印下さい。) | | |
| | ご担当者：(部署・お名前) (連絡先) (法人の場合) | | |
| 保険証券番号 | | | |
| 保険金請求額 | 請求額の内訳 損害額 ￥ ー) 免責額 ￥ 請求額 ￥ | | |
| ※右記質問にご回答ください | 今回の事故で保険金お受取りが可能な他の保険契約はありますか？ | あります | ありません |
| | 今回の事故で残存物取片付け費用のご負担はありますか？ | あります | ありません |
| 本件について、荷主(元請運送人)より請求を受け、上記損害額が賠償金として確定し、本件賠償事故が解決しました。本件に関し、今後相手方より請求ないし異議がありましても、一切当方で解決し貴社には請求いたしません。 | | | |

保険金は、以下の指定金融機関口座へ振り込んでください。

指定金融機関口座への振込をもって当方へ保険金の支払がなされたものと認め、領収書は発行いたしません。

| | | | |
|-----------|----------|----------|--------|
| | | 銀行 信用金庫 | 本店 |
| | | 信用組合 () | 支店 |
| 預金種別 | 普通 当座 貯蓄 | 口座番号 | |
| ゆうちょ銀行(注) | 通帳記号 | 1 0 | 通帳番号 1 |
| 口座名義 | フリガナ | | |
| | | | |

保険会社受領印

代理店・弊社営業受領日(印)

年 月 日

(注) ゆうちょ銀行への振込を指定される場合のみご記載ください。

ゆうちょ銀行の通帳の「郵便振替 (送金機能)」欄に○が付されていることをご確認ください。送金機能のないゆうちょ銀行口座への振込はできません。

三井住友海上火災保険株式会社 宛

記入例

当該保険事故につき、関係書類を添付のうえ、保険金を請求します。

お願い 太線内をご記入ください。

【個人情報の取扱いに関する同意】

本保険請求に関する私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で、次のとおり取得・利用・提供することに同意します。

- ①保険契約の履行 (損害調査、保険金支払の可否、支払保険金の算定等)・保険引受判断・各種サービスの提供等のために、貴社が保険事故の関係者 (修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、業務委託先 (保険代理店を含む)、その他必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ②再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、貴社が再保険引受会社に提供を行うことがあること。
- ③保健医療等の特別な非公開情報 (センシティブ情報) については、貴社が保険業法施行規則に基づき、保険業の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して取得・利用・提供を行うこと。
- ④他の保険契約等がある場合、その保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、貴社の負担部分を超える額を求償するために必要な情報 (支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、支払保険金等に関する情報) を、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供すること、その損害保険会社・共済等から提供を受け、利用すること。また、その損害保険会社・共済が貴社へ提供すること、貴社から提供を受け、利用すること。

【他の保険契約等がある場合の保険金請求の取扱いに関する同意】

同一の損害または費用に関して、本保険請求の対象となる保険契約および他の保険契約等 (保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。本書面では同様とします。) から、保険契約で定められた保険金等の額を超えて保険金等の支払いを受けた場合には、保険契約で定められた保険金等を超えた額について、貴社または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します (貴社または他の保険契約等の保険会社・共済から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います。)。また、他の保険契約等がある場合、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して貴社の負担部分を超える額を求償することに同意します。

| | | | |
|---|---|------|--------------------|
| 保険金請求日 | 2022年9月1日 | 管理番号 | F-001 (任意にご利用ください) |
| 保険金請求者 (被保険者) | 住所: 〒104-8252 TEL No. 03-3297-XXXX 東京都中央区新川2-27-2 | | |
| | お名前 (法人の場合は、法人名と代表者の役職名・氏名をご記入のうえ、職印をご押印下さい。)(必ずご押印ください)→ 社印 〇〇運送株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 | | |
| | ご担当者: (部署・お名前) (連絡先) (法人の場合) 総務部 △△ △△ 03-3297-XXXX | | |
| 保険証券番号 | E123456789 | | |
| 保険金請求額 | 請求額の内訳 損害額 ￥ 375,000 -) 免責額 ￥ 50,000 請求額 ￥ 325,000 | | |
| ※右記質問にご回答ください | 今回の事故で保険金お受取りが可能な他の保険契約はありますか? | あります | ありません |
| | 今回の事故で残存物取片付け費用のご負担はありますか? | あります | ありません |
| 本件について、荷主(元請運送人)より請求を受け、上記損害額が賠償金として確定し、本件賠償事故が解決しました。本件に関し、今後相手方より請求ないし異議がありましても、一切当方で解決し貴社には請求いたしません。 | | | |

保険金は、以下の指定金融機関口座へ振り込んでください。

指定金融機関口座への振込をもって当方へ保険金の支払がなされたものと認め、領収書は発行いたしません。

| | | | | |
|-----------|-------------------------------|----------|---------------|-----------|
| 〇△ | 銀行 | 信用金庫 | 〇〇 | 本店 |
| | | 信用組合 () | | 支店 |
| 預金種別 | 普通 当座 貯蓄 | 口座番号 | 0 1 2 3 4 5 6 | |
| ゆうちょ銀行(注) | 通帳記号 | 1 0 | 通帳番号 | 1 |
| □ 座 名 義 | フリガナ マルマルウンソウ (カ) 〇〇運送株式会社 | | | |

保険会社受領印

代理店・弊社営業受領日(印)

年 月 日

(注) ゆうちょ銀行への振込を指定される場合のみご記載ください。

ゆうちょ銀行の通帳の「郵便振替 (送金機能)」欄に○が付されていることをご確認ください。送金機能のないゆうちょ銀行口座への振込はできません。

三井住友海上火災保険株式会社 宛

貴社名

(氏名)

印

| | | | | | |
|-------------------------------|---|-------|---------------|----|-------|
| 記入日 (報告日) | 20 年 月 日 | | | | |
| 出荷主名 | 住所: | | TEL | | |
| 受荷主名 | 住所: | | TEL | | |
| 輸送日 | 20 年 月 日 | | | | |
| 輸送区間 | 自 ~ 至 | | | | |
| 運送人 | 元請: | | 下請: | | 実運送人: |
| 運送車両 | 車両登録番号①: | | ② (けん引輸送の場合): | | |
| 事故発生日時 | 20 年 月 日 午前・午後 時 分頃 | | | | |
| 事故発生場所 | | | | | |
| 損害の種類 | <input type="checkbox"/> 破曲損 <input type="checkbox"/> 濡れ損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 不着・紛失 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 輸送貨物および 損害貨物の明細 | 輸送貨物 (品名) | 総輸送数量 | 損害数量 | 単価 | 損害額 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 損害の状況 | 発生した状況、程度、原因等 | | | | |
| 損品の処置 | <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 修理・手直し <input type="checkbox"/> 転売 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 盗難・紛失事故 または交通事故 の警察への届出 | 届出年月日: | | 届出警察名: 警察署 交番 | | |
| | 電話番号: | | 担当警察官: | | |
| | 届出人氏名: | | 受理番号: | | |

三井住友海上火災保険株式会社 宛

記入例

(必ずご押印ください) ↓

貴社名

(氏名) ○○運送株式会社

印

| | | | | | |
|-------------------------------|--|--------|--------|---------|----------|
| 記入日 (報告日) | 2022年 9月 1日 | | | | |
| 出荷主名 | 駿河台工業株 住所: 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL 03-3259-XXXX | | | | |
| 受荷主名 | 淀屋橋工業株 住所: 大阪府中央区北浜4-3-1 TEL 06-6233-XXXX | | | | |
| 輸送日 | 2022年 8月 10日 | | | | |
| 輸送区間 | 自 横浜 大黒ふ頭 ~ 至 大阪府中央区 | | | | |
| 輸送人 | 元請: ○○運送 下請: 実運送人: ○○運送 | | | | |
| 輸送車両 | 車両登録番号①: 品川100 あ XXXX ② (けん引輸送の場合): | | | | |
| 事故発生日時 | 2022年 8月 11日 午前 午後 10時 15分頃 | | | | |
| 事故発生場所 | 大阪府中央区北浜4-3-1 淀屋橋工業前 | | | | |
| 損害の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 破曲損 <input type="checkbox"/> 濡れ損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 不着・紛失 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 輸送貨物および 損害貨物の明細 | 輸送貨物 (品名) | 総輸送数量 | 損害数量 | 単価 | 損害額 |
| | 自動車部品A | 200箱 | 20箱 | ¥13,500 | ¥270,000 |
| | 自動車部品B | 200箱 | 10箱 | ¥10,500 | ¥105,000 |
| 損害の状況 | ドライバー2人で荷降ろしをしていたところ、荷台から誤って自動車部品を 落下させた。修理は不能。 | | | | |
| 発生した状況、程度、 原因等 | | | | | |
| 損品の処置 | <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 修理・手直し <input type="checkbox"/> 転売 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 盗難・紛失事故 または交通事故 の警察への届出 | 届出年月日: | 届出警察名: | 警察署 | 交番 | |
| | 電話番号: | | 担当警察官: | | |
| | 届出人氏名: | | 受理番号: | | |

示 談 書

| | | |
|--------------------------|---|------------|
| 当事者 甲 (運送人) | 住 所 | |
| | 氏 名 | Tel () |
| 当事者 乙 (荷主又は 元請運送人) | 住 所 | |
| | 氏 名 | Tel () |
| 事 故 発 生 日 時 | 年 月 日 | 午前・午後 時 分頃 |
| 事 故 発 生 場 所 | | |
| 事 故 内 容 | | |
| | | |
| | | |
| 示 談 条 件 | <p>上記事故に関して、当事者間で協議の結果甲は乙に対し運送品の損害賠償金として¥.....を支払う。</p> <p>上記賠償金の支払いのため、甲が保険に加入している場合、甲が保険会社から保険金を受領して乙に支払うことを乙は承諾する。</p> | |

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方裁判上または裁判外において一切の異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

なお、盗難、紛失品については、示談金決済後の所有権は甲に属することを確認いたします。

年 月 日

 当事者 甲

 会社名 _____ (印)

 (氏名) _____

 当事者 乙

 会社名 _____ (印)

 (氏名) _____

保険金受領に関する承諾書

年 月 日

(被保険者)

様

(損害賠償請求者) 住 所

氏 名 _____ 印

| | |
|--------|---|
| 事故発生日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分頃 |
| 事故発生場所 | |
| 事故内容 | |
| 損害賠償額 | ¥ |

上記事故に関して、貴社が弊社への上記の損害賠償金の支払いのため、貴社が加入する損害保険会社から保険金(*)を受領して弊社へ支払うことを承諾いたします。

(*) 保険金の額は保険契約の内容により損害賠償金を下回ることがあります。

保険金受領に関する承諾書

被保険者様 (保険金を受け取る方)

2022年 8月 28日

(被保険者)

〇〇運送株式会社 様

荷主・元請様等のご署名・ご押印を
お取り付けください

(損害賠償請求者) 住 所 大阪市中央区北浜4-3-1

氏 名 淀屋橋工業株式会社

印

| | |
|--------|--|
| 事故発生日時 | 2022年 8月 11日 午前・午後 10時 15分頃 |
| 事故発生場所 | 大阪市中央区北浜4-3-1 淀屋橋工業前 |
| 事故内容 | ドライバー2人で荷降ろしをしていたところ、荷台から誤って自動車部品を落下させた。 |
| 損害賠償額 | ¥ 375,000 |

上記事故に関して、貴社が弊社への上記の損害賠償金の支払いのため、貴社が加入する損害保険会社から保険金(*)を受領して弊社へ支払うことを承諾いたします。

(*) 保険金の額は保険契約の内容により損害賠償金を下回ることがあります。

M E M O

A series of horizontal dotted lines for writing.

M E M O

A series of horizontal dotted lines for writing.

「日貨協連 貨物補償制度」は、「日貨協連」の会員連合会もしくは会員協同組合の組合員事業者、または提携する「交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)」の会員共済組合の組合員事業者の皆様のために、専用に設計された「運送業者貨物賠償責任保険」です。

- ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約条項によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約条項をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。詳細については、引受保険会社のホームページをご覧ください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808(ナビダイヤル(有料)) 【受付時間】平日………9:15~17:00

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

このパンフレットは「日貨協連貨物補償制度」の特徴を説明したものです。「重要事項のご説明」とあわせ、ご確認ください。契約内容についてご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

ホームページ : <https://www.ms-ins.com>

企業営業第四部第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL : 03-3259-6638 FAX : 03-3259-7371

